

**2024 年日本政府年次報告**  
**「職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約（第 187 号）」**  
**（2015 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日）**

1. 質問（a）について

（1）本条約の規定を実行する法令・規則等について

労働災害防止計画について2023年開始の計画が策定されており、最新版は第14次労働災害防止計画（令和5年3月厚生労働省公示）である。

また、2023年には第14次鉱業労働災害防止計画（令和5年経済産業省告示第34号）が策定されている。

（2）本条約の批准と国内法令との関係について

〔第1条〕

（c）国内計画として、労働災害防止計画、国家公務員健康増進等基本計画、船員災害防止基本計画、鉱業労働災害防止計画等が定められている。

〔第2条〕

（第1項について）

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）について、保健及び安全保持に関しては、人事院の意見の申出に基づいて法律により、又は人事院が制定する人事院規則により、若しくは国家公務員法（昭和22年法律第120号）により樹立することが定められた国家公務員健康増進等基本計画により定められており、これらによって、職業上の安全及び健康を不断に改善することを促進するための措置が講じられている。

人事院は、意見の申出又は人事院規則制定に際しては、必要に応じ各省各庁の長又は職員団体等の意見を聴取することとしている。また、内閣官房内閣人事局は国家公務員健康増進等基本計画の見直しに際しては、必要に応じ各府省等及び職員団体等の意見を聴取している。

鉱山労働者について、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第6条及び第114条に基づき、2023年3月、第14次鉱業労働災害防止計画を策定した。策定に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。

（第2項について）

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）について、保健及び安全保持に関しては、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）（昭和48年人事院規則10-4）及び国家公務員健康増進等基本計画によってその詳細が規定されている。

〔第3条〕

鉱山労働者について、鉱山における安全については、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2023年3月、第14次鉱業労働災害防止計画を策定した。策定に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。

船員について、船員法（昭和22年法律第100号）により、船舶所有者に対し、作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置の船内における実施及びその管理の体制の整備その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない旨規定され、また、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和42年法律第61号）（以下「船災防法」という。）に基づき、第12次船員災害防止基本計画（2023～2027年度）を策定し、これの実施を図るため、令和5年度船員災害防止実施計画を策定した。

〔第4条〕

（第3項について）

（b）鉱山労働者については、鉱山における安全について、第14次鉱業労働災害防止計画により「国は、外部専門家を活用し、鉱山労働者等を対象とした保安指導及び研修の実施に努める」こととしている。

〔第5条〕

（第1項について）

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、内閣官房内閣人事局は、国家公務員健康増進等基本計画の見直しに際しては、必要に応じ各府省等及び職員団体等の意見を聴取している。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2023年3月、第14次鉱業労働災害防止計画を策定した。策定協議に当たっては、学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者から構成される中央鉱山保安協議会において協議され、経済産業省から提示した案について了承された。

（第2項について）

（a）

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、国家公務員健康増進等基本計画「第1 総則」、「第2 健康の保持増進」、「第3 安全管理」に掲げられている。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、意識の高揚について、鉱業労働災害防止計画に掲げられている。（第14次鉱業労働災害防止計画Ⅲ 2. 1）

船員について、船災防法に基づき、第12次船員災害防止基本計画（2023～2027年度）を策定し、これの実施を図るため、令和5年度船員災害防止実施計画を策定した。

（b）

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、国家公務員健康増進等基本計画において、職員の心身の健康の保持増進の重要性について積極的な普及啓発を図るとともに、職場環境の改善に努め、疾病の発生を予防することにより、職員の生涯にわたる心身ともに健康な生活を実現するための対策及び職員の職務に起因する災害の発生を未然に防止し、職務に不安なく従事することができるようにするための対策を推進することが定められている。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、鉱山災害防止のための主要な対策事項について、鉱業労働災害防止計画に掲げられている。（第14次鉱業労働災害防止計画Ⅲ）

（c）

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、内閣官房内閣人事局は毎年度、国家公務員健康増進等基本計画の実施状況のフォローアップを行い、5年ごとを目途に国家公務員健康増進等基本計画の必要な見直しを行っている。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、近年の鉱山災害の現状、分析等について、鉱業労働災害防止計画に掲げられている。（第14次鉱業労働災害防止計画前文）

（d）

国家公務員健康増進等基本計画は、一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）の健康増進等施策の推進に関する基本方針を示すことにより、一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）の職員の勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的としている。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、鉱業労働災害防止計画の目標等について、鉱業労働災害防止計画に掲げられている。（第14次鉱業労働災害防止計画Ⅱ及びⅢ）

（e）

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、国家公務員健康増進等基本計画を運用するに当たり、留意すべき指針を策定している。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、2023年3月、第14次鉱業労働災害防止計画を策定した。同計画には、災害防止に関する関係者の努力の継続・強化、作業環境整備等の基盤的な対策に緩みを生じさせな

い等のための主要な対策に関する事項が示されている。

(第3項について)

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）の国内計画については、国家公務員健康増進等基本計画をインターネットに掲載し、広く公表している。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、労働安全衛生法により、経済産業大臣は鉱業労働災害防止計画を策定又は変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならないと規定されており、2023年3月に策定された第14次鉱業労働災害防止計画については、官報にて広く公表し、経済産業省によって開始された。（労働安全衛生法第8条及び第114条）

## 2. 質問（b）について

(1) 2015年条約勧告適用専門家委員会のダイレクトリクエストについて

(i) 条約第3条(1)、第4条(1)及び第4条(3)(b)

### ○第3条(1)

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）について、保健及び安全保持に関しては、引き続き国家公務員法第28条の情勢適応の原則を踏まえ、基準が策定されており、民間法制（労働安全衛生法等）と同様の措置が講じられている。

鉱山労働者については、鉱山の特殊性から鉱山保安法（昭和24年法律第70号）等により、労働安全衛生法の趣旨を踏まえた措置が講じられている。

船員については、引き続き海上労働の特殊性から船員法及び船員労働安全衛生規則等により、「安全」「健康」に関して労働安全衛生法の趣旨を踏まえた措置が講じられている。

### ○第4条(1)

労働安全衛生を計画的に推進するため、5年ごとの中期計画（労働災害防止計画）を政労使からなる労働政策審議会安全衛生分科会において、ご意見を諮りつつ策定している。また、毎年度フォローアップを実施して当初計画に遅れがないかを確認している。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、鉱山保安法第51条～第54条の規定に基づき経済産業省に設置された中央鉱山保安協議会（学識経験者、鉱業権者の代表者、鉱山労働者の代表者で構成）の議に付す等の手続きを行ったうえで、関係法令の制定・改廃等、制度の見直しを行っている。なお、中央鉱山保安協議会を定期的開催され、制度の漸進的な発展を図っている。

国土交通大臣は船災防法第6条の規定に基づき、5年ごとに、交通政策審議会の意見を聞いて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画を作成することとなっている。さらに国土交通大臣は毎年、交通政策審議会の意見を聞いて、基本計画の実施を図るため、船員災害防止のために必要な対策を含む船員災害防止実施計画を作成する規定がある（船災防法第7条）。船災防法に基づき、第12次船員災害防止基本計画（2023～2027年度）を策定し、これの実施を図るため、令和5年度船員災害防止実施計画を策定した。

#### ○第4条（3）（b）

事業者・業界団体・労働者・国民広く一般に対して、政府は労働災害発生状況や労働災害防止対策等に関する情報を提供している。また、政府の事業等で事業者に対し、労働安全衛生に係る助言を行っている。

鉱山労働者については、鉱山における安全に関し、第14次鉱業労働災害防止計画により「鉱業権者は、現場保安力の向上のため、危険体感教育、危険予知の実践教育並びに保安技術及び知識に関する学習の機会を設けるとともに、国が作成し情報提供している鉱山災害事例や再発防止対策に関するガイドブック、鉱山保安情報等を活用し、継続的な保安教育の実施に努めるものとする。」こととしている。また「国は、外部専門家を活用し、鉱山労働者等を対象とした保安指導及び研修の実施に努めるものとする。」さらに「鉱業関係団体は、鉱業権者のニーズを踏まえ、危険体感教育に関する情報を提供するものとする」こととしている。（第14次鉱業労働災害防止計画Ⅲ 2.3）

#### （ii）国の法令の遵守を確保するための監督制度等の仕組み

労働基準監督機関は、労働基準関係法令の履行確保のため、集団指導や個別指導等、あらゆる機会をとらえて労働基準関係法令の周知徹底や必要な助言を行うとともに、申告相談、災害発生等の状況を分析し、問題があると考えられる事業場を把握して、的確な監督指導を行うことにより法違反の是正を図っているところ、2022年においては定期監督等を142,611件実施しており、そのうちの70.6パーセントにあたる100,696件に労働基準法令違反が認められ、是正が図られるよう指導しているものである。また、その態様が重大・悪質な事案に対しては送検を行うなど厳正に対処しているところ、2022年においては、783件送検している。

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）については、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）により、人事院は、職員の保健及び安全保持についての基準の実施状況について監査を行い、国家公務員法又は同規則の規定に違反していると認める場合には、その是正を指示することができる。

船員については、船員法及び船災防法により、船員に関する国内法令の遵守を確保する仕組みとして、船員労務官制度が存在する。(船員法第105～第108条の2、船災防法第61条第1項～5項、第62条)

2015年の条約勧告適用専門家委員会の第81号条約に関するコメントについては、2017年の同条約の日本政府報告にて回答済みである。また、同条約に対する同委員会からの最新のコメントには、本年提出する同条約の日本政府報告にて回答している。

#### (iii) 使用者、労働者及び双方の代表者の協力

労働者数が50人未満の事業場については、前回回答したとおり、安全・衛生委員会の設置は義務づけられてはいないものの、労働安全衛生法に基づき、使用者は労働者の意見を聴く機会を設けることが義務づけられており、その適切な施行を確保するため、引き続き、必要な監督指導を行っているところ。

また、労働者数が50人未満の事業場において、使用者、労働者間で意見交換等を実施している事例について表彰し、周知するなどして労働安全衛生に関する使用者、労働者間の協力を推進している。

#### (iv) 労働安全衛生に関するデータの収集及び分析

我が国では、法令に基づき、休業4日以上労働災害が発生した場合には、事業者は国(事業場を管轄する労働基準監督署)に労働者死傷病報告を提出することが義務づけられている。提出された報告内容は、労働基準行政システムに情報がとりまとめられ、国が依頼している独立行政法人により、労働災害発生状況を無料で事業者提供している。

なお、政府においては、労働災害発生状況を踏まえて必要な規制措置を講じている。

鉱山においては、重大災害が発生した場合は、直ちに、鉱業権者は経済産業省に災害の状況等を報告することとしている。また、重大災害でない場合でも、三日以上の休業見込みの負傷者が生じた災害について、災害発生後速やかに報告しなければならない。(鉱山保安法第41条、鉱山保安法施行規則(平成16年経済産業省令第96号)第46条)

船員法第111条に基づき、船舶所有者は災害疾病の発生状況について国土交通省に報告することとなっている。さらに国土交通省が必要と認められるときは、船舶所有者に対し詳細な報告を命じることができる。これら報告によって得られた情報を元に船員災害基本計画及び船員災害実施計画を策定している。

#### (v) 保険制度と社会保障制度との連携

職業上の傷害及び疾患のための保険制度等から得られる事故及び死亡に係るデータを労

働安全衛生に係る国の施策決定等に活用している。

船員法第 111 条に基づき、船舶所有者は災害疾病の発生状況について国土交通省に報告することとなっている。さらに国土交通省が必要と認められるときは、船舶所有者に対し詳細な報告を命じることができる。これら報告によって得られた情報を元に船員災害基本計画及び船員災害実施計画を策定している。

(vi) 実際の適用

民間労働者の労働災害発生状況について、厚生労働省 HP(以下 URL)において掲載しており、2023 年の新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた労働災害による死亡者数は、755 人であり、前年に比べ 19 人減少した。また、休業 4 日以上の死傷者数は、135,371 人であり、前年に比べ 3,016 人増加した。

厚生労働省 労働災害発生状況

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzeneisei11/rousai-hassei/>

一般職国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）の職場における災害の発生状況については、年次報告書（公務員白書）に掲載しており、同年次報告書は、人事院 HP(以下 URL)において掲載している。

2022 年度の職場における災害による死亡者数は、0 人であり、前年度に比べ 3 人減少した。また、休業 1 日以上の死傷者数は、266 人であり、前年度に比べ 25 人減少した。

人事院 令和 5 年度年次報告書（公務員白書）

[https://www.jinji.go.jp/kouho\\_houdo/koumuinhakusyo/hakusho/pdf.html](https://www.jinji.go.jp/kouho_houdo/koumuinhakusyo/hakusho/pdf.html)

(vii) 社会的パートナーと協議した上での労働安全衛生に係る国家計画の策定、実施、監視、評価及び定期的な見直し並びに目的、具体的目標及び進捗指標

第 14 次労働災害防止計画（2023 年度～2027 年度）においては、労働災害防止対策の推進等に係る 8 つの事項を重点事項として、アウトプット及びアウトカム指標を定め、これら指標の達成を目指している。

鉱山労働者に関する鉱業労働災害防止計画については、第 13 次計画（2018～2022 年度）の実績に関する評価結果を踏まえ、第 14 次計画（2023～2027 年度）を 2023 年 3 月に策定し、告示を行っている。本計画では、鉱山保安マネジメントシステムの導入及び運用の深化を行うため、①リスクアセスメントの充実等②マネジメントシステムの充実等により、保安水準の向上に向けた取組を継続的に実施することとしている。

第 12 次船員災害防止基本計画において、重点的な対策として、具体的に海中転落等による死亡災害防止対策の推進、漁船における死傷災害防止対策及び船員の健康確保等を掲

げ、船舶所有者及び船員自らが安全意識を高めていくとともに、法の精神に則り、船舶所有者、船員及び国等の関係者が一体となって船員災害防止対策の積極的な推進を図っている。

### 3. 質問（c）について

2018年3月までは、第12次労働災害防止計画に基づき労働災害防止対策を推進し、2018年4月から2023年3月までは、第13次労働災害防止計画に基づき労働災害防止計画を推進し、2023年4月からは、第14次労働災害防止計画に基づき労働災害防止対策を推進している。

2015年6月1日から2024年6月17日までの間、安全衛生分科会は、計72回開催し、労働安全衛生関係法令の改正などの重要事項を審議した。

### 4. 質問（d）について

本報告の写しを送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

日本経済団体連合会の意見書を別添●に、日本労働組合総連合会の意見書を別添●に添付する。【P】

### 5. 質問（e）について

関係する労働者団体及び使用者団体から意見は受け取っていない。